

犬猫の新しい飼い主になった方へ

マイクロチップ登録の手順

1 事前に用意するもの

マイクロチップ装着証明書を撮影したデータ

- ファイル形式 PDF/JPG/JPEG/PNG
- ファイルサイズ 5MB以内

iPhone (iOS 12以上) で撮影する場合
iPhoneで撮影すると、ファイルの拡張子が「.HEIC」になっていることがあります。以下の操作をし、ファイルの拡張子を変更してから撮影を行ってください。

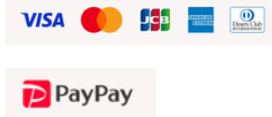
- ①設定アプリを起動する。
- ②[カメラ]→[フォーマット]の順にタップする。
- ③「互換性優先」を選択する。



(マイクロチップ装着証明書)

登録の手数料 400円

支払方法 クレジットカード決済
又は
コード決済



電子メールアドレス

- 登録完了後、電子メールアドレス宛に、登録証明書 (PDFファイル：約1MB) が添付されたメールが送信されます。
- 「@mc.env.go.jp」からの添付ファイル付きメールを受信できるよう、あらかじめ受信設定をご確認ください。
- 登録証明書に記載されている暗証記号は、情報変更などの手続きに必要です。第三者に開示しないよう大切に保管してください。

2 環境省の「マイクロチップ情報登録」のサイトにアクセス

- 「犬や猫の飼い主の方」を選択



マイクロチップ登録サイトはこちら



3 登録情報の入力～支払い手続きへ

- 「マイクロチップ情報の登録」を選択
- 必要事項を入力、支払い手続きをする



※ PayPayでの支払い手続きにおいて一時的に真っ白な画面となる場合があります。手続きは正常に行われていますので、画面やブラウザを閉じたり戻したりする操作を行わず、画面が切り替わるまでお待ちください。

4 支払い完了後、登録証明書のダウンロード

- 登録証明書をダウンロードする。
- メールが届いているか確認する。

※ 登録証明書は、所有者の変更、住所の変更や、犬猫が亡くなった際の届出にも必要です。大切に保管してください。



オンライン手続きが難しい場合

- パソコン・スマートフォンが使えない方
- メールアドレスを持っていない方
- オンライン決済が利用できない方
は**郵送で各種手続き**をしてください。
- 郵送で「登録」を行う場合は、
払込票付きの専用申請書が必要です。
紙申請の支払い方法：コンビニ払いまたは郵便振替
紙申請の登録料：1,400円 + 振込手数料
- 申請書の送付を希望する場合は、
指定登録機関コールセンター (03-6384-5320)
受付時間：月～土 9:00～18:00 ※日祝・1/1～3を除く

譲渡時にマイクロチップ登録ができなかった方へ

おねがい

マイクロチップが装着された犬や猫を譲り受けた場合、**30日以内**に所有者情報の登録を行うことが**義務化**されています。
当日登録ができなかった方は、**速やかに**登録手続きをお願いします。
完了後に**下越動物保護管理センター**へご報告ください。

☎0254-24-0207

下越動物保護管理センター
〒957-0064 新発田市奥山新保430
平日8:30～17:15まで



センターHP